

# 第118回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和6年9月2日(月曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
	代表監査委員	中井幹夫		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 5. 報告第 5 号 放棄した債権の報告について  
日程第 6. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について  
日程第 7. 報告第 7 号 株式会社元気工房さよの事業報告について  
日程第 8. 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）  
日程第 9. 議案第 68 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について  
日程第 10. 議案第 69 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 11. 議案第 70 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 12. 議案第 71 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 13. 議案第 72 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 14. 議案第 73 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 15. 議案第 74 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 16. 議案第 75 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 17. 議案第 76 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 18. 議案第 77 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 19. 議案第 78 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 20. 認定第 1 号 令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 21. 認定第 2 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 22. 認定第 3 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 23. 認定第 4 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24. 認定第 5 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25. 認定第 6 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26. 認定第 7 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27. 認定第 8 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28. 認定第 9 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29. 認定第 10 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30. 認定第 11 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31. 認定第 12 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定について  
日程第 32. 決算審査報告について  
日程第 33. 同意第 3 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 34. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 35. 特別委員会の設置及び委員定数について

日程第 36. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

日程第 37. 委員会付託について

---

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 118 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

台風一過でございます。今回の台風は、8 月の後半から 9 月にかけて長時間にわたり、西日本を縦断し、全国各地に予想もしない被害をもたらしました。被害に遭われた地域の方々にはお見舞いを申し上げます。

佐用町におきましては、8 月 27 日の火曜日の夕方からでしたか、雨脚が強くなり、大雨洪水警報、記録的短時間大雨情報 110 ミリということで、15 年前の水害の 89 ミリをしのぐ強い雨が降りました。心配しておりましたが、短時間で峠を越し、佐用町内には大きな被害、そして人的被害はないと聞いております。しかしながら町内各地には、小さな被害、今から出てきますでしょう田んぼ、畑のあぜの崩れ等々があろうかと思えます。皆さんにおかれましては、9 月で定例会でお忙しいとは思いますが、町民の方に寄り添った対応をお願いしたいと思えます。

そして、台風一過、今までですと、台風が過ぎると秋が来たね、涼しくなるよねと言ったのが、常でございますが、予報によりますと、まだまだ暑い日が続く予想となっております。皆さん、十分に体調にはお気をつけの上、9 月定例会にご精励いただきますことを、お願いしておきます。

さて、今期定例会には、報告 5 件、令和 6 年度一般会計補正予算などの議案 11 件、令和 5 年度各会計等決算の認定 12 件、同意 1 件、諮問 1 件の合計 30 件が付議されております。

議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

なお、ちょっと、先週の末に発熱をしまして、検査をしまして、コロナのほうは陰性なんですけれども、ちょっと、声が出にくいということがありますので、お聞き苦しい点はお許してください。

町長、挨拶をお願いします。庵途町長。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

今日は、9 月 2 日、実質、今日から 9 月がスタートいたしました。今朝は、子供たちも長い夏休みが終わって、いよいよ 2 学期が始まる。元気に登校をしている姿を見て、役場のほうに出勤してまいりました。

今、議長、御挨拶のように、この一週間余り、台風 10 号、本当に迷走、また、ノロノロ台風ということで、非常にこの台風のために予定が狂ってしまうとか、台風対応というのが、全国的に皆さん、大変、混乱をいたしました。

町内におきましては、先ほどお話のように、台風の影響で大雨警報、洪水警報が発令をされて 100 ミリを超える雨が降りましたけれども、おかげさまで大きな、そうした豪雨による被害というものの報告もなく、何とか、過ごすことができたということは、大変ありがたく思っております。

今、町内、農家の方も米の取入れ時期ということで、これが台風で風が吹けば、雨によって倒伏して、本当に農作業も後々大変大きな影響が出るところでしたけれども、そのへんも何とか、大雨だけで風もほとんど吹かず助かっておりますけれども、まだまだ、この10号も今日も関東、東北のほうでは、まだ、雨がかなり降るだろうという予報も出ておりますし、これに引き続いて、はや新たな台風が、次々と南の海上では発生をしてくているということで、まだ、これからが台風シーズンでもあります。なかなか、油断ができない状況が続くのではないかなというふうに心配をしているところでございます。

9月に入って、今年、令和6年も、これで上半期が、この9月で終わります。いよいよ、あと1か月で10月からは下半期に入って、新年度、令和7年度に向けての、また、準備もしなければなりませんし、また、今年度予定しております各事業についても、しっかりと計画どおり進めていかなければならない時期に入っております。

ご案内のように、今、国政においても、自由民主党、また、立憲、それぞれ党首選びというので、非常に騒がしい状況にもなっておりますし、また、県政におきましても、先般、30日に知事が証人喚問を受けるということで、皆さんも関心を持って、ご覧になったと思いますけれども、なかなか証人喚問では、あのような状況でらちが明かない、混迷が続くのではないかなという感じがいたします。

私も先般もお話しましたが、これは県議会が、しっかりと権限を行使して、早く県政を安定する形に持って行っていただきたいなということを思っておりますけれども、そういう中であっても、町行政といたしましては、いよいよ、それぞれやるべきことを、しっかりと進めていかなければならないというふうに考えております。

今般、今日、開会いただきました9月定例会は、例年どおり令和5年度の決算について、ご審議いただき、また、認定を賜りたいということで、お願いしたいと思います。

20日の全協でも報告させていただきましたけれども、監査委員の皆さんに決算審査、それぞれ長時間にわたって行っていただきまして、おおむね大きな指摘事項もなく、おおむね町の行財政においては、安定した形で進めているという答申もいただいておりますけれども、また、新年度の予算にも関わる決算でもあります。ひとつ、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そのほか報告事項、また、それぞれの議案、補正予算を含めた提案もさせていただきます。まだまだ、これから残暑が続くような予報になっておりまして、健康に十分気をつけていただきまして、ひとつ、この9月議会、それぞれお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

議長（千種和英君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第118回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。11番、岡本義次議員。12番、山本幹雄議員。

以上、両議員にお願いします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（千種和英君）　　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間と決定しました。

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第3に入ります。  
行政報告であります、報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

---

議長（千種和英君）　　ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思ひます。よって、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### 日程第4．報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（千種和英君）　　それでは、日程第4、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。  
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）　　それでは、ただ今、上程いただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をさせていただきます。  
報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げさせていただきます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母とな

ります。令和5年度の数值は83億8,825万7,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が3,931万5,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支は9,574万5,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、1.7%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、令和3年度マイナス1.0%、令和4年度3.3%、令和5年度2.9%の平均となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数值が改善し、将来負担比率はマイナス138.3%となり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第5．報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第5、報告第5号、放棄した債権の報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、放棄した債権の報告につきまして、ご報告を申し上げます。

令和5年度に佐用町債権管理条例第16条の規定に基づきまして7件、538万2,635円の債権を放棄いたしました。

放棄した債権及び放棄理由は、住宅新築資金貸付金が1件で393万4,654円、放棄理由は「限定承認」によるものでございます。

定住促進住宅使用料が1件で42万6,000円、放棄理由は「消滅時効」によるものでございます。

簡易水道事業特別会計の水道使用料が4件で79万5,803円、放棄理由は、2件が「限定承認」によるもの、1件が「破産免責」によるもの、1件が「生活困窮」によるものでございます。

個別排水処理施設使用料が1件で22万6,178円、放棄理由は「限定承認」によるものでございます。

今回ご報告いたします債権放棄につきましては、債権管理条例に基づくものであり、このほか、町税など時効の完成などに伴って不納欠損処理を行っており、その中身につきましては、決算成果説明資料のとおりでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 一般会計の住宅新築資金貸付金で件数1件、人数が2ということで、その放棄した理由が限定承認、つまり債権者が死亡して、その債務について相続人が存在しない場合に該当するという説明なんですけれど、ちょっと、分かりにくかったのが、件数が1件で人数が2というのが、そのところの内容を、ちょっと、もう少し具体的に説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼します。それでは、平岡議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、1件、人数2人ということなんでございますけれども、この債権につきまして、本人さんが死亡されました。その後、妻である方が相続されて、返納をされておったわけなんですけれども、その途中まで返済されておりましたけれども、破産手続きをされましたので、その点で、その時点で、子供さんお二人いらっしゃいましたので、子供さんのほうに債権が移っております。で、その債権につきまして、子供さんお二人とも相続放棄というふうな形を取っておられますので請求者がなくなりましたので、不納欠損と、このたびさせていただきます。

です、1件2人というのは、お子さんのお二人ということです。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、町長が、事詳しく詳細を述べられましたけれど、その経緯に至って、いろいろ、その子供さんとか身内の方が放棄したとかいうようなことも、今、課長からも言われておりますけれど、その親戚とか身内の方が、それ、やっぱり、わしらも、そうやって大きゅうさせてもらったというようなことの中で、払うでとか、そういうようなことは、誰もなかったんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

このたびの住宅新築資金貸付金におきましては、どなたも相続される方がいらっしゃらなかったということで、このたび不納欠損とさせていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第6．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（千種和英君） 続いて、日程第6、報告第6号、教育に関する事務の管理、及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書を提出いたします。

これは、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検・評価を行い、その結果を議会に報告するもので、令和5年度の実績について別添報告書のとおり取りまとめております。

評価に当たりましては、第3期佐用町教育振興基本計画に基づき、3つの基本方針に関わる13の基本的方向と、35の施策について採点方式で実施いたしております。

採点に当たりましては、各小中学校、健康福祉課、生涯学習課、教育課がそれぞれ該当する項目について、4点から1点で採点し、その合計点を100点満点に換算したものを、AからDの4段階評価に置き換えたものでございます。

報告書の7ページをご覧ください。上段に評価基準を記載しております。

90点以上をA評価、目標を上回った。70点以上89点以下をB評価、ほぼ目標どおりだった。50点以上69点以下をC評価、目標をやや下回った。49点以下をD評価、目標を大きく下回ったとしております。したがって、例年どおりの実績であれば概ねB評価となり、また、1点差でA・B・C・D評価が左右されることもありますので、評価結果はあくまでも傾向として見ていただければと思います。

下ほどに、評価結果の総括を記載しております。

35項目の施策について、本年度はA評価が2項目、B評価が32項目で、C評価が1項目、D評価はありませんでした。

施策には複数の主な取組という項目があり、それぞれの点数を積み上げて施策の評価となります。

それでは、昨年度の施策評価から下がった2項目についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進の中の③安

全・安心な居場所づくりがAからBに下がっております。これは学校の登下校中や地域における安全を守る取組として、令和4年度に、登下校中の安全を考慮して通学路の変更や改善を行った結果、目標を上回るA評価となりました。令和5年度については、前年度に引き続き取組の継続を行っておりますが、特に新しい取組はしていないため、前年度より評価を落とすこととなりました。しかしながら、B評価なので、学校としては依然目標どおり、安全面での取組はできております。

続いて、14ページをご覧ください。(2)文化財等の地域資産の活用の中の①文化財の保存活用がBからCに下がっております。これは令和5年度からは新たに具体的な整備についてのアクションプランである利神城跡整備基本計画の策定を3か年計画で実施しております。文化財に関する案件は専門的な知識や技術を必要とするため、限られた人数で、同時に多くの案件に対応する必要があり、各案件への対応時間が限られ、スムーズに対応できない場合もあったためです。

また、各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び3人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興につながっているものと評価しております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

以上、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告といたします。

議長（千種和英君） 以上で教育長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、教育長から報告がありましたけれど、通学路の変更をして安全になったというような箇所が何件あって、そして、また、それを皆さん市民の方に載せて見てもらっておるといってございませうけれど、そういう町民からの、そういう問合せ、これはどうなんじゃということもあつたんでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 通学路を変更したという箇所については1点聞いておりますし、町民から、そういう意見については、特には聞いておりませんが、毎年、安全点検、通学路の安全点検については、毎年やっておりますので、大まかに新しく新たに変わるということは、あまりないのが現状です。

というのは、もうある程度、要望を出して改善できているというのが現状でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 13 ページ、先ほど、評価が A から B になったという内容のものが、登下校の交通安全の関係が要因ですという説明だったんですが、その上の学童保育の実施について、その成果と課題の一番下の丸で、学童保育の充実云々があって、最後に、そのため施設・設備の充実や十分な人員配置が必要であるというふうに評価というか意見がされているので、それをもって B になったのかなと、この説明文だけを見る限り思ったんですけど、その学童保育については、現状、また、課題、具体的な指摘もありますけれど、どんなふうになっているのか。方針もあれば聞かせてください。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

学童保育につきましては、先般の 6 月議会においても一般質問の中でございましたが、今、それぞれの思いはあるんですが、基準どおりの実施もしておりますし、支援員なんかの配置もできておるところでございまして、課題等あるとしたならば、例えば、ちょっと、1 か月ほど前のコロナがはやったことがございました。そういった時に、支援員さんの割り振りをどうするか。または、その正直言って、通園されている方が、きっちりと、コロナというのが出ておけばいいんですが、出ていない中で、ちょっと、体の調子が悪い子等が出た場合に、どうやって通学を許可するかというふうなことも、非常に難しい問題もあったりして、そういった課題はございます。

先ほど、ご質問いただいた、その A から B に落ちたというのは、今回の評価におきましては、学童でのことではなくて、先ほど、教育長の述べました通学路の安全点検のこととございまして、ここに上がってくる学童についての問題はないと、事務局としては思っておるところでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 評価が A になる、その基準、最初のほうで説明していただいたんですけど、何ページでしたか、7 ページですね。評価が下がったとか、上がったとか、それもですけど、A 評価になるというのは、A 評価の評価の内容なんですけれども、どういふことなのか、もう一度、説明してください。

その学童保育については、課題がありますよという指摘もあるわけだから、それが、総じて、通学路と合わせて A 評価というのが、これいいんですか。ちょっと、お聞きします。

[教育長 挙手]

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） A評価につきましては、それぞれ、その項目で言いますと、学童保育のこと、登下校のことの、それぞれの点数を合算して、その安全・安心な居場所づくりという点数が出てきまして、それが、B評価なのかA評価なのかということしております。

だから、それぞれ、学童保育の実施と、それから、登下校の地域における安全な取組のB評価、A評価が、その中で出てきておりますので、それぞれ、1点から4点の間で、小さい項目については、評価しておりますので、その合算になります。

だから、B評価についても、Aに近いB評価なのか、Cに近いB評価なのかというので、B評価ですが、ちょっと中身の点数については変わってくる場合があります。

だから、A評価も、ぎりぎりBに近いA評価なのか、はるかに高いA評価なのかというような観点で、A、Bという結果論で言えば、そういう評価になっているところでございます。

学童につきましては、いろんな施設面というのか、人数が結構増えてきておったり、それからスタッフの確保が、なかなか難しいというような課題も結構ありますけれど、何とか、長期休業は、丸々1日の学童になりますので、そのスタッフの確保というのは、結構課題としては、毎年上がってくるところでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） A評価というのが、いわゆる点数の合算で点数にして90点以上100点以下でA評価としたということなんですけれど、その意見に書かれている施設の整備の充実であるとか、人員配置などは評価項目では上がってないんですか。どうなんですか。その点数としては。ちょっと、内容が分からないので、最後にお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういった課題も含めて、それを自己評価で点数化しているというのでございます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 上月で、学童保育をされておりました、ちょっと、見させてもらいましたけれど、子供たちが、先生もいらっしゃる中で、どっちか言えば、放ったらかしのような格好でありました。

それは、私は、やっぱり、子供たちを集めて、子供たちは、このことについては、どのように思っておるとかね、これについて、どのように勉強しておるとかって、そういうような課題を与えてやられておるんかどうか、教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 基本的に、学童保育は預かりでございますので、そこで勉強を教えとか、そういうことは、基本的にはしておりません。

ただ、この時間は、こういう学習をしようとか、この時間は遊びの時間にしようとか、そういう1日のスタイルというのはありますけれど、それぞれ、自分、この時間、自由な時間は、自分は本を読むとか、自分は宿題をするとか、それぞれ、自分のやりたいことをやっているのが学童保育でございますので、一斉に集めて、これをしましよという強制的なことはしておりません。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 個別の質問じゃないんですけれども、毎年、この教育委員会評価報告書をいただいております。

で、我々議員にも報告していただいたり、広く、ホームページでも公開されていると思うんですけれども、非常にきめ細やかな調査で、非常に僕らも敬意を表するところなんですけれども、せっかくこういった細かい調査をされているんですけれども、この資料、資料というか報告書を、例えば、PTAの会議とか、総代さんの会議とか、そういったところで、この分を持って検討するとか、いやよくやっているとか、いや、ここはあかんのじゃないかだというような、町民からの直接的な評価をもらえるような会議というのはお持ちなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） この件に関しましては、特に、そういう会議等や、そういうことは設けておりません。

ホームページ等で掲載しておりますので、そこに、ホームページの中に意見がありましたら、いただくという形で、ただ、学校の各学校については、関係者評価委員会というのがありまして、各学校の取組について、その決められたメンバーの方に評価していただいて、毎年、その評価結果の報告は、こちらのほうにいただいておりますので、PTA等そういったところで、学校の評価は、それぞれ各学校がしております。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） ある程度されているようなんですけれども、僕、個人の気持ちとしては、せっかく本当に、きめ細やかな、毎年出されておって、大変だなと思っているんですけれども、それを実際に、検討されるというような機会を、ぜひPTAなんか特にそうだと思うんですけれども、それから、地域に密着した、地域の総代さんとか、いろいろな地域づくり協議会の会合であるとか、そういったところでも議論ができるような形を、今後、検討をしていただければなと思うのと、ホームページで掲載されているのは、よく分かるんですけれども、なかなか全ての方がホームページを見られているというふうには、私は、思っていないんですけれどもね、そういった方たち、せっかく、本当に、きめ細やかな評価をされているので、ぜひ、これ要望となりますので、回答は結構ですけれども、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういったことで、各校区ごとに、コミュニティスクールというんですか、地域とした連携した取組を、これから進めていこうとしておりますので、その中で、こういった学校に対する取組について、地域の意見も聞く機会が出てくるように考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 14ページです。文化財等の地域資産の活用のところの評価委員の意見の中の一番下の丸で、そうした、すばらしい歴史、文化遺産などを残すためにも、人的リソース確保の対応を強く望むということで、指摘があります。指摘は、当たっていると思うんですけれど、この関係については、評価ですから、そのままなされているんですが、教育委員会として、また、見解とか、見通しと言ったらあれですけど、どんなふうな対応を考えておられるのか。そういうこともお聞かせください。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

こういったこともありますので、今年の体制といたしましては、利神城の、史跡利神城の基本計画の策定に際して、それから、公有化に際して、職員を2名増強いただいておりますのでございます。そういったことで、今年度、6年度からにつきましては、これから、計画も充実させていきまして、地元の説明会であるとか、そういったことに取り組んでま

いますので、こういった評価を、また、次年度、6年度の評価としては変わっていくものと思っております。

議長（千種和英君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 14 ページです。

先ほどの(2)の文化財等の地域資産の活用というところの①の文化財の保存活用というところが、この評価で言うところのB評価からC評価ということで、B評価というのが、70から89だったのが、C評価は50から69ということで、説明の中では、利神城の基本計画のほうに時間と人材を取られたか、何か、そういう教育長の説明がありましたけれども、ちょっと、その点、ちょっと、もう一度、BからCという形で評価が下がっている。50から69ということですので、ちょっと、状況をもう一度ご説明いただきたいのと、なかなか、その50から69と言いまして、その70に近い69なのか、49に近い50なのか。そのところについては、そのあたりは、詳しく検討はされてないかも分かりませんが、教育長の思いとしては、70に近い69なのか、49に近い50なのか、そのあたりは、ちょっと、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） これは、ちょっと、どう言うたらええんかな。70に近いことはない。本当にCの真ん中ぐらいかなというふうには、自分の中では思っております。

と言うのは、利神城の跡だけではなくに、文化財関係とか、学校の企画総務のほうで、いろんな仕事をしておりますのが、それぞれ担当が1つに1人というわけではありませんので、1人が複数の案件を抱えておりますので、なかなか手が回らなかったというのが現状でございますし、利神城についても、石垣の部分であるとか、全体像であるとか、いろんな部分の専門家との話がありますので、なかなか多岐にわたっての話し合いが続いておりますので、なかなか、それぞれがスムーズに進んでいないというのが、自己評価として出てきている部分でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 同じ14 ページで、これ、また、決算の中でも、ちょっと、聞いていきたいと思うんですけども、人生100年を通じた学びの推進ということで、評価員さんの意見の中に、4行目、14 ページ、評価員の意見の中で、芸術・文化活動面でも参加者の高齢化と固定化が進んでいる。若い世代にも広げていくためには魅力ある取組を考案していく必要があるというところについて、もう少し、参加者の高齢化と固定化と、これ

は、状況は理解しているつもりですけれども、これに対して、じゃあ、具体的にどうしていくかと、新しいお考えとか、支援策とかいうことと、それから、若い世代にも広げていくための魅力ある取組というふうなところについて、お考え等がありましたらお願いします。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

若い世代に対する対応でございますけれども、文化祭とか、固定化、高齢化進んでおるわけでございますけれども、何年か前から若者の方が活躍できる場といたしまして、ミュージック&ダンスという行事を文化祭の時期に合わせてやっておりました。

しかし、今回から、今年から、そのミュージック&ダンスは、春にスピカホールの野外の芝生広場を活用した形で実施するよういたしました。

今年度初めて、野外でやりましたですけれども、大変な雨に見舞われたわけでございますけれども、参加された方は、子供さんのダンスも含めて満足されたというふうに、私も感じております。

これからも、そのような形で子供から若者ですね、そういう方を対象にした行事といたしますか、そういうものを引き続き、ミュージック&ダンスをはじめとして検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

10 番（廣利一志君） いや、その高齢化のほうについては。ちょっと、答弁がないので。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 文化祭と結局、その統計的な資料をつくっておったんですが、今現在、手元にはないんですけども、コロナ禍で、ちょっと、衰退していったわけですが、

また、近年、文化祭の作品と出品者等も戻ってきているような状況でございます。ですので、文化協会を中心に、今年も、もう既に、文化協会のほう、文化祭に向けて動いております。そんな中で、高齢化のほうは、致し方ないというところがあるんですけれども、美術展、文化祭含めて、積極的に作品等、それから、文化祭の芸術部門の舞台発表のほうも戻ってきておりますので、引き続き支援のほうをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 本当に、その高齢化と固定化というのが進んでいましてね、今、課長言われた、その支援の具体的な中身のところ、あるいは、何に困っていると、文化協会

の方たちが、日々活動の中で困っておられることが、私も各団体に聞きますと、皆さん、お持ちなんですね。だから、そこが、やっぱり、答えられていないのかなど。その支援策がね。やっぱり、具体的に示していくというふうなことが必要なのかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

ですので、そういう意見をくみ上げていくような仕組みというのが、文化協会ということになるかと思うんですけども、文化協会のほうに、その要望を上げていただいて、それが、どのように対応できるかということになるかと思えます。

どのようなことでお困りなのかは分からないんですけども、文化祭につきましても、芸術発表につきましても、結局、そのリハーサルから、私としましては、手厚く対応してきているというふうに思いますが、そのへんで、もう少し、そういう発表の場におきます要望等もありましたら、具体的に生涯学習課のほうに申し出ただけか、文化協会の役員さんを通じて、言っていただければなというふうに思っております。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 先ほどのページで、議員になって、文化財保存活用地域計画の推進ということで、これ、私、調べてくりゃよかったんですけど、ちょっと、今、聞いた中で思いついて聞くんですけど、これ文化財保存の活用なんで、旧町の三日月から旧上月までで、大きな文化財、教育委員会が思う、文化財、おおむね何かありますか。それ、ちょっと、旧町ごとに言ってもらえますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 指定文化財だけの数で言いますと、国の指定が5件、それから、県指定20、それから町指定が49あるわけでございますけれども、ちょっと、手元に旧町ごとのおっしゃられる文化財のリストも、ちょっと、あるんですけども、

12 番（山本幹雄君） ほな、まあ、いいわいいわ。

教育課長（三浦秀忠君） いいですか。そういった…、はい…、

12 番（山本幹雄君） なぜ、こんなこというか言うと、先ほどの答弁の中でね、利神城、利神城言われておったんで、利神城は、確かにそうかも分らんけども、やっぱり旧町ご

とにバランスよく、そこらへんを見てもらいたいということなんですよね。

で、これ評価なんですよね。評価ということとは、どういうことかと言うと、次につながるということ、そのための評価ですよね。そのために評価するんやから。

じゃあ、これは、来年に、その後に、どういうふうにつなげようというのか、そういう中で、旧町ごとに、やっぱり、みんな、三日月の誇りって、みんなプライド持っておると思うんですよ。じゃないと、合併した意味がない。そうですよね。何のために合併したんだと。三日月だったら、せんほうがよかったと言われる。そういうことがあってはならないと私思う。

だから、そこらへんを、バランスよく、こういう文化財を大事にしなければならないのが、今の佐用町だと。そうやね、教育長。当然やと。

そこらへんが、評価の中で出てくるのか。そういう評価を次に生かすのかを、ちょっと、お聞かせ願いたい。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 佐用町にある文化財については、やっぱり、保存活用というのは、出てくると思うんですが、特に、今、優先的という言い方悪いですけど、利神城のんが、ちょっと莫大な量になっておりますので、そういった言い方になってしまったということがあります。

それぞれ、三日月には陣屋門があったりとか、上月は、上月城の調査も行われるし、進めておりましたし、そういったことで、旧町単位の文化財をないがしろにするという意味ではございませんので、その点は、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） あのね、令和5年度、今年はそうだったと、それでええんです。

ものには順番があるんだから、一斉にいうことはない。行政なんか特にそうやな。道直すんでも順番があつて、これじゃあない。ねっ。

今、言ったように、利神城が膨大になったと、これなつた。これ今年度は、それでええがなと。

だけど、僕が聞いたのは、次、どうするんやと。評価したということは、この評価は次に生かすためやろと、どういうふうにつなげようというのか。旧町がバランスよく、どうするため、よくなるために、文化財を生かすためにどうするんやという意見を聞いたんであつて、去年が莫大になった。そんなことは、よう分かっておる。そんなこと聞いていません。次に、どう生かすんやというのを聞いておるんや。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 人材を増やしていただいておりますので、そういったところ、各旧

町単位についても、そういったことで、取組は続けて行けるとは思いますので、旧町単位の文化財についても、取り組んでいけるように頑張りたいと思っております。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、私も3回になりましたので、先ほどのところ、再度、ちょっと、お聞きをしていきたいというふうに思います。

14 ページのところですね。芸術・文化活動のところ、参加者の高齢化と固定化というところで、支援策というふうなところを、考えておられる、ちょっと、具体的なところは、ちょっと、まだ、これからのようですけれども、何に困っているというふうなことを含めて、要望を聞く会というような、名称はともかく、何かそういう形のことを、20年、30年、活動をされて、もう80代になっておられる方が、それでも、文化活動を続けてされておられます。その皆さんが、どんな思いで活動されているのか、何が支援策として必要なのかというのを、具体的に、ちょっと、要望を聞いていくという、どんな支援が必要としているのかというふうなことを、具体的に、ちょっと、今年、可能なら文化祭が終わった後、そういう形も必要なのではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

文化協会のほうは、議員もご存じのとおり、本部役員会のほう、定期的にといたしますか、開催しております。

近いところでは、観月の夕べもございますし、おっしゃられるように、文化祭の前にも本部役員会ございます。そういう要望等を酌み取る場といたしまして、本部役員会が一番いいのかなというふうに思いますので、例えば、本部役員の方との協議も必要でございますけれども、会議の中で、そういうお困りごととかが聞けるような、本部役員会の中の会議の在り方というのを、本部役員の方と協議をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第7．報告第7号 株式会社元気工房さよの事業報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第7、報告第7号、株式会社元気工房さよの事業報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号、株式会社元気工房さよの事業報告につきまして、ご報告申し上げます。

株式会社元気工房さよの令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画については、お配りをいたしております、株式会社元気工房さよ経営状況報告書のとおりでございます。

なお、決算事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

決算内容でございますが、施設改修による閉店期間があったこと、さらに、そば処が仮店舗での営業であったことなどにより、年間利用者延数は、前年度比で微減でありましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、ルピナス祭り、収穫感謝祭などイベントに、多くの来場者が戻っていただいたことなどによりまして、売上高は前年度比で微増となっております。

さらに、本年4月の直売所のリニューアルオープン以降は、多くのお客様にお越しただいておりますので、令和5年度における売上原価など経費を差し引いた営業利益は、約610万円の赤字で、町からの指定管理料等により、240万円余りの黒字となっておりますが、令和6年度においては、町内産はもとより、地元生産されていない農産物を中心に、佐用町周辺の特産品などを取り扱うなど、豊富な品ぞろえにより、リニューアルで増加した来客数をつなぎとめるよう会社として努力をしているところであります。

町といたしましても、農産物出荷の取組を生産者に向けて呼びかけ、出荷量の確保に向け取り組んで行くとともに、今年度は、既に、ご報告をいたしておりますとおり、新たに、みそ加工所と惣菜等加工所の新築工事に取り組んでおり、農業や観光の活性化の拠点施設とするべく、引き続き事業に取り組んでまいり所存でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ただ今、報告がありました中で、最後のほうに、従業員の給与とか賞与の引上げを行って、質も増加したということで、現在の従業員の方の賃金ですけれど、幾らで、その引上げ額はどれぐらいになったのか、ちょっと、具体的な、職員の働き方の関係で伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

手元に詳しく、我々も日頃から、その従業員の給与、一人一人までの情報をいただいているわけではございませんので、聞いたところのご回答ということにさせていただきたいと思っております。

特に、パートの従業員の方につきましては、最低賃金よりもプラスアルファさせていただいているというふうにお聞きしております。

その理由といたしましては、どうしても、その従業員の不足ということが課題になってまいりますので、できる限り、時給のほうを上げて、何とか従業員を確保したいというところで苦慮されているということをお聞きしております。

その他、正職員に関しましても、利益の範囲内ではございます。営業を圧迫するほどの高給は、もちろん支払いはできないと思うんですけども、少しずつ給与のほうも昇給できるようにということで、努力されているということをお聞きしております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） お聞きになったという形で、報告書が出るので、その内容的に、具体的な、そういった資料も、また、手に入れていただいて、お知らせいただけたらと、最初の質問については、思います。また、回答がありましたら、その点について、お願いしたいんですけど。

もう1点、ここで伺いたいのは、元気工房さように、南光地域では、旧南光町の時に、場所にあります、ひまわり館なんですけれども、運営が元気工房さようになり、その運営の中で、最近なんですけれども、地域の方がお茶を飲んだりしておられるんですけど、その喫茶部門がどうなるのかなとかいうような不安の声を聞いたりしました。

つまり、施設の内容で、従業員の人が配置が変わったりして、人出不足で、そういうようなことになるような状況が生まれているのかな。現在は、やられているんですけど、そこらへんのことも、今回は、報告ですけれども、3月31日までの状況の報告ですけども、運営について、現状から変更があるのかどうか。ちょっと、伺います。

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

今時点で、南光ひまわり館の運営方法に変更の予定はございません。

ただし、議員もご承知いただいていると思いますけども、なかなか、あそこの施設で利益を上げるのが難しい。規模の小さい店舗でございますので、なかなか、売上げというか、お客様の数も、さほど増加しないというような現状があるというのは、一方で課題として持っておりますので、そこも踏まえて、今後、我々も元気工房さんと一緒に、協議のほうをしていきたいというふう考えております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 地域の方の心配事が、何もないところで出てきたんじゃないと思うんですけど、餅加工などが移動になるので、そこで働く人がいなくなるとか、そういうことで、人がそこにおる。元々少ない人数で減っていくと、その喫茶を兼務されている

ような人出人出がなくなったら、自動的に、そういう事業も難しくなるとか、そういうことになるんだらうなど、想像の域ですけれども、住民の声を聞いていて、私、思ったので、正確に、ここの場で報告がありますので、お聞きしたかったんです。

で、何が言いたいか、元気工房さよらの目的のところにも明記してありますように、収益性を追求する。それをしながら、町の農業とか観光振興、雇用創出の役割を担うという、そういう拠点の機能を目指すという、この目的を、ぜひ中心に置いて、運営にも当たってほしいということ、要望しておきます。

議長（千種和英君） はい、ほかに質疑はありませんか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） まず、最初に1つ、先ほど、平岡議員から言われたことね、私もね、住民の方からどうなっとなやということで、聞いてくれというよりも、残してくれということで言われておりますので、それだけ、ちょっと、伝えておきます。

あと、6年度の計画のところ、来場者の駐車場の件なんですけれども、これが、昨年以上に制限されることが懸念されるとあるんですけども、今現状、どうなっておるのか。平日はそうでもないか。土日とかだったら、お客さんが来て、いっぱいやから、とめられんから帰るとか、そういった状況とか、どういう状況になっておるのか、教えていただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

これが5年度の成果ということでございますので、その後のことを、記載できておりませんが、現在では、これまでルピナス畑にしておりました一番下の農地のところを、仮設の駐車場として碎石を敷いて、お客様駐車場として活用しておるところでございます。

結構な台数が、そこに駐車できますので、この工事期間中は、そちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

2番（森脇裕和君） 去年も同じこと書いておったから、去年も駐車場がって書いておったからね、どうなんかなと思った。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、課長から説明ありました、道の駅だらうと思うんですけど、従業員が足りないということで、何名ぐらい不足して、そして、

議長（千種和英君） 岡本議員、道の駅じゃなしに、元気工房さようですよ。

11 番（岡本義次君） その分、足りないって言うこと言われていますけれど、何名足りなくて、そして、今、三日月も新しくリニューアルされましたけれど、そこは、十分、従業員の数も足りておるんですか、そこらへんは。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 従業員が不足すると申しあげましたけども、今時点で、すぐ不足するとかって言う話ではなくって、どうしても辞められる方が出て来られるということで、辞められた後、また、募集しないといけないし、募集しても、なかなか、すぐに来てくださるような方は、少ないという中で、もう恒常的に従業員が不足しているという表現にさせていただいているところでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

11 番（岡本義次君） 三日月では足りとん。

農林振興課長（井土達也君） 今は。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） この資料で見ますと、売上原価率ですね、これ計算すると 79.7%になるんですよ。

説明の中にもあったように、いろんな原材料費上がってきている、それは何か、売上げのほうの単価に転嫁できないというのは分かるんですけども、79.7%というのは、原価率が非常に高いように思います。事業の継続性のことを考えると、もう少し、消費者の目から見ると、それだけ安く提供しているということにはなるんですけども、事業の継続性を考えて、もう少し、原価率を下げる方向にもって行っていただきたいと思うんですが、そのへんの単価への、いわゆる単価への転嫁ですね、ここらへんの見通しなんかは、どうなんでしょうか。お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

売上原価の単価というか、その率が高いというお話でございますけれども、委託での農

産物の販売というものがございます。そこは、20%から10%という中でやっておりますので、当然、原価は高く見えてしまうところがございます。

また、その他の加工品の原料の仕入れに関しましても、当然、物価が高騰しておりますので、販売価格への転嫁というご提案いただいておりますが、間もなく、価格改定をせざるを得ないという話を聞いておりますので、どうしても、もう値上げせざるを得ないという中で、消費者の皆様にもご理解いただきまして、ますますのご愛顧をよろしくお願ひしたいというふうに考えておりますので、議員におかれましても、ぜひよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（千種和英君）           ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）           廣利議員。

10 番（廣利一志君）           先ほど、平岡議員が言われたところの、従業員への給与の引上げ、これは課長、数字が手元にないということでしたので、これは数字を出していただくということと、やっぱり、町民の方からすると、1年間の状況を見て、報告をして、議会も何と緩い審議しているんやと、数字を出さなくてね。

で、パートの方が、賃上げが、最賃プラスの状況だと。で、具体的に数字が分からないんですよ。だから、最低賃金、今回、1,052円でしたかね、で、プラス幾らなのかと。だから、我々も、こんな数字がないところで議論しているということを、傍聴に来られた町民の方は、何とこう、緩い審議をしているんやなということ、思われてしまいます。

だから、これは、きっちりと、これ出していただきたいし、正社員の方については、数字すら出ていないんです。

だから、要するに、それで、結局、売上げが減ったと、圧迫要因だということ言われているわけですから、じゃあ、何%上がったんだと、これ、やっぱり、しっかり出していないと、なるほどというところにはなりませんし、議論が、そこから進みませんからね、お互い、これ、時間が無駄になります。だから、しっかり、そこは、数字を出していただきたいなというふうに思います。

すぐにでも出していただきたいなというふうに思います。

で、もう1つは、販売価格の再転嫁の検討が必要というふうに言われていますけども、要するに、これは時期としては、いつを考えておられて、どれぐらいの値上げということを考えておられるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君）           井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）   お答えいたします。

この株式会社の経営の中身であって、佐用町が出資者として、こういった議会にご報告させていただかないとという中で、簡単にまとめた報告書の

〔廣利君「だから、株主でしょう。役員も出しているわけですから」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） はい、お送りしています。はい。

で、その中で、なかなか、個々の給与まで、我々、正直把握しておりません。

当然、決算書の詳細はいただいていますけれども、そこに個人、誰の給料が何ぼというところは、当然、記載されておりませんし、また、その価格改定に関しましても、株式会社が考えておられるところで、我々は情報提供いただいて、近々、価格改定を行うという報告を受けておりますので、そちらを報告させていただいたというところがございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 数字が出ませんので、これは、質疑を留保します。質疑ができませんので。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 株主やから、数字が分からんなんて馬鹿なことない。一人一人の個人が出んでも、大体、例えば、町の職員でも、給料誰が何ぼってね、井土課長の給料が何ぼって、僕ら知らんけど明細でるがな。どうやって。そういうものも出さないと、大株主が分からんでは通らんよね。世間では。ここらへんは、やっぱり、もうちょっと、きちっとしないと、そういう中で、これ見ればね、赤字やけども、ねっ、赤字やけども、何で黒字になっておるわけ。指定管理料もろて黒字になっておるわけでしょう。そこまでしておるわけだから、やっぱり、そこらへんは、議会に、もうちょっと、丁寧に説明しないと、うちじゃのうて、元気工房は別会社やからって、その別会社って言うたって、佐用町が大株主で、そこまでしとるもんやから、もうちょっと、その議会に対して、丁寧に説明せえへんと、それは駄目だは。以上。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 失礼いたします。

この元気工房さよの経営状況の報告書を提出する趣旨については、先ほど、井土課長が申し上げたとおりでございます。

これまでも毎年度、これについては、させてきていただいていたと思います。

初めて、今回、そういった人件費のことについてのご質問、あるいはご指摘ございました。

町のほうも、年に一度、広報紙等で公表して、ホームページ等にも載せているんだろうと思うんですけども、職員の給与については公表しております。

ただ、これも、井土課長申し上げたとおり、誰それが何ぼというような出し方では、これは当然ございません。

ですので、元気工房さよとも相談しまして、どういった出し方ができるのか。そうい

うことが、議会としても、この経営状況を見るために必要だということであれば、誰それが何ぼという出し方は、これは多分、100%無理だろうとは思いますが、そういった、町が出しているような形の平均的と言いますか、そういった形で出せるのかどうか、そこについては、ちょっと、今後、検討させていただいて、今は、ちょっと、数字、そこまで持っていないので、初めてのご指摘でもございましたので、そういうことで、今回については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、あと、値上げの件ですけれども、ちょっと、私も時期、具体的な時期等については、伺っておりませんが、これ各ご家庭でも同じだと思いますが、燃料費の高騰ですとか、そういったランニングコストの高騰というのは、どの家庭でも、どの会社でも同じだと思います。

それに加えて、先ほど、廣利議員でしたかね、ちょっと、どなたか忘れてましたが、最低賃金の改定も、この10月になりますんですかね、あります。これ、当然、元気工房にも波及をしてみますので、そういったタイミングが1つ、きっかけにはなろうかなというふうには、私としては、理解をしております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） 終わろうかなと思っておったけども、僕はね、給料下げてくれ言いようわけ違うんですよ。僕は、いつでも言うけど、給料上げたってよと。

ただ、そこで、なかなか、黒字に、今、言ったように、経営が圧迫するような形では、給料上げられないというような話をしておったけども、それは、そうにしてもね、僕、さっき、最低賃金カツカツではね、それでは、なかなか優秀な人は集まらんとするし、パートさんならいいけども、正社員を集めようと思ったら、やっぱり、それなりのものを出さんといかんという思いの中で言わせてもらいました。以上です。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） まず、何点かあるんですけども、まず1つ、令和6年度の計画のところで、真ん中のほうに、地元生産されていない農産物を中心にある程度仕入れを行うなど、豊富な品ぞろえによりと書いておるんですけども、ある程度というのは、何である程度なんかなと思うんですけども、ここやったら、普通だったら、しっかり仕入れをしてになるんかなと思うんですけど、これは一応、地元の人々の農産物を配慮してのことなんかなどうなんかな、ちょっと、私、言葉、揚げ足取りかもしれませんが、ある程度、ある程度というのと。

あと、その後、リニューアルで増加した来客数をつなぎとめるよう努めているじゃないに、本来なら新しいお客さんを、もっと囲い込むように努力せなあかんのじゃないかなというふうに思うんですけども、多分、今、先ほどから、ほかの議員さんから厳しい言葉あったと思うんですけども、多分ね、この報告書見た感じ、真剣さが感じられんような書類やったから、多分、みんないろいろ言われておると思うんですけども、まずね、今、言っ

たことと。

あと、もう1点、決算書のところで、営業外損益の部のところで、営業外収益 855万 666円というのは、これ指定管理料って、ここまでなかったと思うんやけど、何があるのかなと思ってお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

まず、1点目の農産物をよその特産品なりを、「ある程度」という表現させていただいておりますが、メインは、やはり町内産でいきたい。で、その中で、例えば、今年の夏におきましても、鳥取県産のスイカであったり、また、なかなか町内では生産されていないようなメロンであったりというところを、一部仕入れて、お客様のニーズに合わせていこうということで、会社自体が努力して仕入れのほうを行っております。

ただ、我々の願いとしては、あくまで町内産のものを中心にということを考えてございますので、こういう表現をさせていただいております。ご理解いただきたいというふうに思います。

リニューアルで増加したお客様につきましては、もちろん、リピーターとして、何度もお越しいただけるような、そういったもの、それには何が大切かということ、多分、品ぞろえと質の問題だと思うんですね。品ぞろえばっかりあっても、しなびたような野菜が並んでいても、それは、恐らくお客様離れて行ってしまうと思います。

そのような中で、なかなか苦慮しているという話も、常々聞いてはおりますが、ここに關しましても、引き続き、努力をしていくということをお願いしておりますので、我々としても、できる限りのサポートをしていきたいというふうに考えております。

それと、最後に営業外収益につきましては、議員ご指摘のとおり、ここには指定管理料が含まれております。それ以外に、経営に関するであったり、施設整備に関する県の補助金とかも、若干、会社のほうで申請し、受けておりますので、そういったものを含めております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

日程第8．報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（千種和英君） 続いて、日程第8、報告第8号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め、和解することについて、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第8号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、川原町自治会の資源ごみ集積所におきまして、佐用クリーンセンターの収集車両が川原町自治会公民館の軒先に接触し、損傷したことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げます。

事故の概要は、令和6年5月17日、午前9時頃、川原町自治会公民館前の資源ごみ集積所において、クリーンセンターの環境整備員が収集作業を終えた後に、収集車の方向転換をしようとバックをさせた際に、収集車右後方の上部が公民館の軒先に接触をしてしまい、軒樋及び鼻隠しの一部が損傷したというものでございます。

町といたしまして国家賠償法第1条に規定する損害賠償責任を認め、公民館の修理費の全額9万円を支払う内容で、7月1日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をさせていただきましたので、ここにご報告を申し上げます。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第9．議案第68号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第9、議案第68号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第68号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例改正は、令和6年度税制改正において公益信託制度が全面改正され、制度のより広い活用をうながすため、公益法人並みの税制上の優遇措置が講じられたことに伴い、関連する佐用町税条例の一部についても地方税法等にあわせて改正するものでございます。

公益信託制度とは、公益法人のように法人を設けることなく、信託財産と受託者の組織・能力を活用して、寄附者の意思を反映した特定非営利活動等の公益活動を行う制度であります。

現行の公益信託制度は、税制優遇を得るための制約が多いことなどから、公益法人制度と比べて利用されておりました。このたび、公益活動の活性化に向けて、使いやすい新たな制度とするため、旧法律の全てを改正する法律が制定をされたものであります。

改正法の内容は、公益信託の信託財産から生じる所得について所得税を非課税とする、一定の寄附金については寄附金控除の対象とする、信託財産の収益や費用について法人税を課税しないなどとなっております。

この制度改正を受け、町条例中の文言、条ズレ、不要となった条文を削除する改正となっております。

以上、ご説明申し上げました。ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としています議案第 68 号については総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 68 号については、会議規則第 37 条の規定により総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 10. 議案第 69 号 佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 10、議案第 69 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、町内に設置された固定資産に課税される固定資産税を 3 年間免除することができるというものでございます。

今回の改正は、この固定資産税の免除に係る適用期間を延長する総務省令の改正がありましたので、本町条例についても同様に改正を行うというものでございます。

以上、ご説明をいたしましたとおり、ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 提案に対する、当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としています、議案第 69 号については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としていますが、議案第 69 号については、会議規則第 37 条の規定により総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午前 11 時 15 分とします。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（千種和英君） 会議を再開します。

日程第 11. 議案第 70 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 11、議案第 70 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

いわゆるマイナンバー法等の改正により、令和 6 年 12 月 2 日から従来の健康保険証が廃止となります。国民健康保険の被保険者証について規定されている国民健康保険法も、これに併せて改正をされておりますので、佐用町国民健康保険条例についても改正を行うものでございます。

具体的には、条例第 11 条中の国民健康保険法に基づく過料を設けている部分のうち、「被保険者証」に関する部分を削るなど、必要な改正を行うものでございます。

これは、法律の改正、国の制度改正等に伴う改正であり、令和 6 年 12 月 2 日を施行日といたしております。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案の説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としていますが、議案第 70 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としていますが、議案第 70 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

- 
- 日程第 12. 議案第 71 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 13. 議案第 72 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 14. 議案第 73 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 15. 議案第 74 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 16. 議案第 75 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 17. 議案第 76 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 18. 議案第 77 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 19. 議案第 78 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 12 に入ります。

日程第 12 から日程第 19 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 71 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてから、日程第 19、議案第 78 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてまでの 8 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 71 号から議案第 78 号につきまして一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 71 号、佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 3,157 万 4,000 円を追加し、総額を 145 億 7,956 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

地方特例交付金につきましては、141 万 4,000 円の減額で、個人住民税減収補填特例交付金の交付額決定によるものでございます。

地方交付税につきましては、1 億 2,827 万 7,000 円の増額で、同様に、普通交付税の交付額決定によるものでございます。

国庫支出金につきましては、833 万 3,000 円の増額。うち、国庫負担金は 252 万円の増額で、施設型給付費負担金を増額いたしております。国庫補助金は 581 万 3,000 円の増額で、消防団設備整備費補助金などを増額いたしております。

県支出金につきましては、2,938 万円の減額。うち、県負担金は 153 万円の増額。県補助金は 3,089 万 6,000 円の減額で、県単独補助治山事業補助金の減額などによるものでございます。県委託金は 1 万 4,000 円の減額でございます。

財産収入につきましては、財産売払収入 137 万 3,000 円の増額で、土地売払代金を増額いたしております。

繰入金につきましては、7,137 万 5,000 円の減額で、財政調整基金を積み戻しをいたしております。

繰越金につきましては、4,540 万 2,000 円の増額で、令和 5 年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 2,678 万 8,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金等を増額いたしております。

町債につきましては、1 億 2,357 万円の増額で、道の駅ひらふく改修工事の財源として合併特例事業債を増額しているほか、本位田乙地内の治山工事の財源組替により、緊急自然災害防止対策事業債を追加計上いたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

各款において、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても同様とさせていただきます。

議会費につきましては、75 万 7,000 円の減額で、人件費のみの補正でございます。

総務費につきましては、576 万 1,000 円の増額で、うち、総務管理費は 69 万 1,000 円の減額。徴税費は、527 万 9,000 円の増額。戸籍住民登録費は 100 万 6,000 円の増額。統計調査費は 16 万 7,000 円の増額となっております。

民生費につきましては、940 万 4,000 円の減額で、うち、社会福祉費は 833 万 1,000 円の増額で、介護保険特別会計繰出金などを増額いたしております。児童福祉費は 1,796 万 8,000 円の減額。国民年金事務取扱費は 23 万 3,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、3,308 万 7,000 円の増額で、うち、保健衛生費は 2,968 万 6,000 円の増額、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料などを追加計上いたしております。清掃費は 340 万 1,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、2,730 万 5,000 円の増額で、うち、農業費は 2,059 万 4,000 円の増額、野生動物防護柵設置費補助金などを追加計上いたしております。林業費は 671 万 1,000 円の増額で、住民参画型森林整備事業補助金などを追加計上いたしております。

商工費につきましては、1 億 1,518 万 3,000 円の増額で、道の駅ひらふくの改修工事費、指定管理委託料などを追加計上いたしております。

土木費につきましては、1,409 万円の減額でございます。うち、土木管理費は 644 万 6,000 円の減額。道路橋梁費は 884 万 9,000 円の減額。住宅費は 120 万 5,000 円の増額でございます。

消防費につきましては、365万5,000円の増額でございます。

教育費につきましては、4,820万4,000円の増額であります。うち、教育総務費は2,074万2,000円の増額。小学校費は18万9,000円の増額。中学校費は109万8,000円の増額となっております。社会教育費は1,782万2,000円の増額で、利神城跡地整備事業に係る補償費算定業務委託料等を追加計上いたしております。保健体育費は835万3,000円の増額でございます。

基金費につきましては、2,263万円の増額で、財政調整基金への任意積立分を追加計上いたしております。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正によりまして説明をさせていただきますが、4ページをご覧ください。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税の決定に伴い、限度額を1,855万4,000円に改めます。

過疎地域持続的発展事業、治山事業、観光関連施設整備事業、河川整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、それぞれ限度額を引き上げております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第72号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,570万7,000円を追加し、総額を20億8,792万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰入金につきましては、324万9,000円の減額。うち、他会計繰入金は178万3,000円の増額で、一般会計繰入金の増額でございます。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を503万2,000円減額いたしております。

繰越金につきましては、1,895万6,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費98万2,000円の増額で、人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金1,472万5,000円の増額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第73号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ214万2,000円を追加し、総額を3億7,025万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を22万3,000円増額いたしております。

繰越金につきましては、141万9,000円の増額で、前年度の繰越金でございます。

諸収入につきましては、償還金及び還付加算金50万円の増額で、保険料の還付金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、総務管理費22万3,000円の増額で、人件費の補正でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、141万9,000円の増額で、過年度分の保険料負担金でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金50万円の増額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 74 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 96 万円を追加し、30 億 1,845 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、9,298 万 6,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金は 977 万 7,000 円の増額。基金繰入金は 8,320 万 9,000 円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による、国庫負担金、県負担金などの返還金に伴い、繰入れるものでございます。

繰越金につきましては、797 万 4,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきましては、977 万 7,000 円の増額で、人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 9,118 万 3,000 円の増額で、過年度精算による返還金に伴う増額となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 366 万 8,000 円を減額し、1 億 1,094 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、282 万 3,000 円の減額で、一般会計繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、33 万 6,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入 118 万 1,000 円の減額で、天文台公園運営委託金を減額いたしております。

次に、歳出であります。教育費につきましては、社会教育費 383 万 6,000 円の減額で、人事異動に伴う人件費の補正のほか、修繕料の増額でございます。

諸支出金につきましては、基金費 16 万 8,000 円の増額で、任意積立を行っております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 76 号、令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 511 万 5,000 円を追加し、1 億 3,899 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 511 万 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてであります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 511 万 5,000 円の増額で、人材確保のためアルバイト職員の交通費の支給や機械室絶縁不良対策及び厨房ボイラー修繕などが突発的に発生したことにより予算が不足したために、追加計上いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 77 号、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的支出より、説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条第 2 款、簡易水道事業費用の第 1 項、営業費用は 214 万 5,000 円の増額で、工事請負費や人件費の補正などの増額でございます。

次に、資本的収入をご説明いたします。

第3条第3款、資本的収入の第1項、企業債は1,930万円の増額で、建設改良工事の増額に伴う簡易水道事業債の増額でございます。

資本的支出でございますが、第4款、資本的支出の第1項、建設改良費は1,993万5,000円の増額で、南部低区（林崎から櫛田）配水流量計更新工事及び配水流量計移設に伴う配水管布設工事などの増額でございます。

第9項、投資有価証券購入費は4億円の増額で、今後、購入予定の地方債の増額でございます。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の企業債を説明させていただきます。

先ほどの資本的収入で説明をいたしましたとおり、1,930万円の増額で、5億8,240万円に改めております。

次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を説明させていただきます。

職員給与費で、68万8,000円を増額し、3,498万9,000円に改めております。

以上で、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第1号）の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第78号、佐用町下水道事業会計補正予算案（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的支出より説明をさせていただきます。予算書1ページ。

第2条第2款、下水道事業費用の第1項、営業費用は927万9,000円の増額で、人件費の補正による増額でございます。

次に、資本的支出を説明させていただきます。

第3条第4款、資本的支出の第1項、建設改良費は426万円の増額で、人件費の補正による増額でございます。

第9項、投資有価証券購入費は7億円の増額で、今後、購入予定の地方債の増額でございます。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、説明をさせていただきます。

職員給与費で、1,354万1,000円を増額し、5,718万6,000円に改めております。

以上で、佐用町下水道事業会計補正予算案（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第71号から議案第78号までの補正予算について、ご説明をさせていただきました。それぞれ、ご審議を賜り、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 議案第71号から議案第78号について、当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第71号から議案第78号については、9月20日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

- 
- 日程第 20. 認定第 1 号 令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 21. 認定第 2 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 22. 認定第 3 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 23. 認定第 4 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24. 認定第 5 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25. 認定第 6 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26. 認定第 7 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27. 認定第 8 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28. 認定第 9 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29. 認定第 10 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30. 認定第 11 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31. 認定第 12 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 20 に入りますが、日程第 20 から日程第 31 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 20、認定第 1 号、令和 5 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 31、認定第 12 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでの 12 件を一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 12 号までの令和 5 年度、佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、令和 5 年度佐用町一般会計決算からご説明申し上げます。金額につきましては、千円単位で申し上げたいと思います。

まず、決算書 62 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 143 億 5,631 万 9,000 円、歳出総額が 142 億 5,212 万 6,000 円、歳入歳出差引額 1 億 419 万 3,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 879 万円でございますので、実質収支額は 9,540 万 3,000 円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 5,000 万円といたしております。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款ごとの収入済額につきましてご説明をさせていただきます。

町税は、20億7,215万7,000円でございます。

地方譲与税1億7,915万4,000円、利子割交付金は84万1,000円、配当割交付金は1,541万8,000円で、株式譲渡所得割交付金は1,640万3,000円、法人事業税交付金は3,509万9,000円、地方消費税交付金は3億7,962万3,000円、ゴルフ場利用税交付金は4,439万4,000円、自動車取得税交付金は145万1,000円、環境性能割交付金は2,640万6,000円でございます。

地方特例交付金は1,056万8,000円、地方交付税は61億7,687万3,000円、交通安全対策特別交付金は251万8,000円でございます。

分担金及び負担金は4,271万4,000円で、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は2億2,994万3,000円で、キャンプ場使用料、町営住宅使用料などがございます。

国庫支出金は9億4,678万5,000円で、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、地方創生臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は9億414万6,000円で、地籍調査事業委託金などがございます。

財産収入は8,437万4,000円で、高度情報通信網賃借料、各種基金の預金利子などがございます。

寄附金は7,787万7,000円で、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税などがございます。

繰入金は16億2,831万6,000円で、特別会計繰入金と基金繰入金でございます。

繰越金は5,239万円でございます。

諸収入は2億4,555万4,000円でございます。

町債は11億8,331万5,000円で、合併特例事業債5億3,770万円、過疎対策事業債3億9,150万円などとなっております。

次に、歳出でございますが、同じく7ページ、一般会計歳出決算書をご覧いただきたいと存じます。

議会費は1億1,562万4,000円でございます。

総務費は、19億4,027万4,000円でございます。総務管理費におきまして、上月支所大規模改造工事や、地方創生臨時交付金を活用した事業などを実施いたしております。

民生費は、30億5,090万8,000円でございます。社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、障害福祉サービス事業、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業などがございます。児童福祉費におきましては、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、14億6,437万3,000円でございます。保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金のほか、新型コロナワクチン接種委託料、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンターなどの施設管理事業などがございます。

農林水産業費は、13億2,100万4,000円でございます。農業費におきましては、農産物処理加工施設整備工事、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、町有林化事業などを実施いたしております。

商工費は1億8,642万1,000円でございます。町商工会助成金、笹ヶ丘荘特別会計への

繰出金などを計上いたしております。

土木費は 21 億 505 万 6,000 円でございます。土木管理費におきましては、急傾斜地崩壊対策事業を実施をし、道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものとなっております。

消防費は 5 億 4,116 万 7,000 円でございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は 9 億 2,499 万円でございます。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業を実施いたしております。社会教育費におきましては、社会教育施設の管理・運営事業などのほかに、利神城跡整備事業を実施いたしております。保健体育費におきましては、体育館や町民プールなどの社会体育施設、学校給食センターの管理運営が主なものとなっております。

公債費は 21 億 1,714 万 2,000 円で、うち、9 億 1,705 万 4,000 円は、後年度負担の軽減を図るため繰上償還をしております。

諸支出金は 4 億 8,516 万 6,000 円で、水道事業への繰出金及び基金費でございます。

以上で、一般会計の決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 2 号、令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額 7,684 万 4,000 円、歳出総額 7,684 万円差引き 4,000 円でございます。

では、歳入からご説明させていただきますが、11 ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入 3,648 万 2,000 円で、うち、出資配当金が 2,500 万円、町有地である発電施設用地の賃貸料が 1,148 万 2,000 円でございます。

繰越金につきましては、3,000 円。

諸収入につきましては、貸付金元利収入 4,035 万 9,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、13 ページ、諸支出金につきましては、7,684 万円を一般会計に繰り出しをいたしております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 20 億 8,428 万 1,000 円、歳出総額 20 億 6,532 万 4,000 円、差引き 1,895 万 7,000 円でございます。

では、歳入から説明をさせていただきますが、15 ページをご覧ください。

国民健康保険税は、3 億 1,433 万 7,000 円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として 11 万 1,000 円でございます。

国庫支出金は、国庫補助金 1 万 5,000 円。

県支出金は、15 億 8,823 万 2,000 円で、うち、保険給付に要する費用に係る普通交付金が 15 億 1,536 万 9,000 円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が 7,286 万 3,000 円でございます。

財産収入は、12 万 4,000 円で、基金の預金利子でございます。

繰入金は、1 億 6,907 万 7,000 円で、他会計繰入金でございます。

繰越金につきましては、1,107 万円。

諸収入は、131 万 5,000 円で、うち、延滞金、加算金及び過料が 56 万 1,000 円、受託事

業収入が 24 万 6,000 円、雑入が 50 万 9,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、17 ページをご覧ください。

総務費は、3,126 万 5,000 円で、うち、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が 2,963 万 5,000 円、賦課徴収事務に係る徴税費が 141 万 2,000 円、運営協議会費が 21 万 8,000 円でございます。

保険給付費は、15 億 72 万円で、療養諸費が 12 億 9,248 万円、高額療養費が 2 億 403 万 8,000 円、出産育児諸費が 250 万 1,000 円、葬祭諸費が 170 万円、結核医療付加金が 2,000 円でございます。

国民健康保険事業費納付金は、5 億 461 万 6,000 円で、うち、療養給付費分が 3 億 5,964 万 1,000 円、後期高齢者支援金等分が 1 億 1,154 万 4,000 円、介護納付金分 3,343 万 1,000 円でございます。

保健事業費は、979 万 6,000 円で、うち、特定健康診査等事業費が 772 万円、保健事業費が 207 万 6,000 円でございます。

基金積立金は、1,012 万 4,000 円で、財政調整基金積立金でございます。

諸支出金は、880 万 3,000 円で、償還金及び還付加算金として前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金などが主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 3 億 2,616 万 8,000 円、歳出総額 3 億 1,994 万 6,000 円、差引き 622 万 2,000 円でございます。

では、歳入から説明をさせていただきます。21 ページ。

後期高齢者医療保険料は、2 億 2,421 万 4,000 円、使用料及び手数料は、督促手数料として 1 万 3,000 円でございます。

県広域連合支出金は 253 万 6,000 円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は 9,369 万 8,000 円で、一般会計からの繰入金でございます。

繰越金につきましては 549 万 9,000 円。

諸収入は 20 万 8,000 円で、うち、延滞金、加算金及び過料が 1 万 9,000 円、償還金及び還付加算金が 18 万 9,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、23 ページ、総務費は、718 万 4,000 円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、252 万円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、3 億 944 万 6,000 円で、保険料等負担金及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、79 万 5,000 円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入総額 28 億 2,276 万 4,000 円、歳出総額 28 億 1,478 万 9,000 円で、差引き額 797 万 5,000 円となっております。

まず、歳入よりご説明をさせていただきますが、25 ページ。

保険料につきましては、介護保険料 5 億 333 万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1 万 1,000 円。

使用料及び手数料につきましては、手数料 3 万 4,000 円。

国庫支出金につきましては、7億6,166万8,000円で、うち、国庫負担金は5億1,489万5,000円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億4,677万3,000円で、調整交付金などがございます。

支払基金交付金につきましては、7億269万6,000円で、介護給付費交付金などがございます。

県支出金につきましては、3億9,672万1,000円で、うち、県負担金は3億8,003万6,000円で、介護給付費負担金。県補助金は1,668万5,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入22万3,000円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4億5,152万2,000円でございます。

繰越金につきましては、616万円。

諸収入につきましては、39万9,000円で、うち、延滞金、加算金及び過料は2万3,000円。雑入は37万6,000円となっております。

次に、歳出について、ご説明申し上げますが、29ページ。

総務費につきましては、1億1,769万2,000円でございます。うち、総務管理費は1億813万8,000円で、人件費、電算システムに係る委託料などの事務費でございます。介護認定審査会費は850万9,000円で、主治医意見書等手数料などがございます。運営協議会費は25万4,000円。地域支援事業費は79万2,000円でございます。

保険給付費につきましては、25億1,592万2,000円でございます。うち、介護サービス諸費は22億6,487万1,000円で居宅介護サービス給付費をはじめとする、各サービス給付費などがございます。介護予防サービス諸費は1億1,741万円で、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費は186万4,000円。高額介護サービス費は5,096万8,000円。特定入所者介護サービス費は7,262万3,000円。高額医療合算介護サービス費は818万6,000円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,158万6,000円でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は4,797万円で、総合事業における訪問型サービスなどに係る経費でございます。一般介護予防事業費は369万3,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業などの経費でございます。包括的支援事業費は830万円。任意事業費は1,148万8,000円で、食の自立支援事業、家族介護支援事業が主なものでございます。その他諸費は13万5,000円でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金2,509万8,000円でございます。この基金積立金は、令和5年度におきましても、介護給付費負担金の変更交付の勸奨などがなかったために、年度当初の交付申請で交付額が確定をいたしておりますので多くなっております。この負担金は、令和6年度の精算で、国庫負担金は約7,340万円、県負担金等とあわせて約9,120万円を償還することとなり、9月補正に関連予算として計上させていただきます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金は、8,449万円で、還付金及び過年度分精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定について、ご説明をさせていただきますが、歳入歳出決算の総額は、歳入歳出ともに449万4,000円でございます。

まず、歳入よりご説明をさせていただきます。33ページをご覧くださいと思います。

サービス収入につきましては、449万4,000円でございます。うち、予防給付費収入は370万円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は79万5,000円でございます。

次に、歳出でございますが、35ページ、諸支出金につきましては、一般会計への繰出金449万4,000円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 町長、いいですか。

町長（庵途典章君） はい。

議長（千種和英君） ここでお諮ります。お昼がまいりましたが、このまま審議を継続したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、審議を続行します。  
すみません。続けてください。

町長（庵途典章君） 次に、認定第6号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額10億8,693万3,000円、歳出総額6億2,284万2,000円、差引き4億6,409万1,000円でございます。

差引き額が多い理由は、公営企業会計への移行のために、打切決算による未払金及び内部留保金の確保によるものでございます。

では、歳入から説明をさせていただきます。37ページ。

分担金及び負担金につきましては、439万円で、新規加入及び口径変更11件の負担金でございます。

使用料及び手数料につきましては、3億331万9,000円。うち、使用料は3億275万8,000円、手数料は56万1,000円で、検査手数料、開閉栓手数料などがございます。

財産収入につきましては、財政調整基金預金利子10万2,000円でございます。

繰入金につきましては、4億9,401万2,000円。うち、一般会計繰入金は4億9,357万7,000円。基金繰入金は43万5,000円を繰入れております。

繰越金につきましては、前年度繰越金754万8,000円でございます。

諸収入につきましては、286万2,000円。うち、過年度収入は176万円で、建物災害等共済金。雑入は110万2,000円で、消費税還付金などがございます。

町債につきましては、2億7,470万円で、簡易水道事業債、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出でございますが、39ページ。

簡易水道事業費につきましては、4億2,611万8,000円でございます。うち、管理費は1億9,094万8,000円で、人件費や修繕料、電気料、施設管理委託料などの経常経費でございます。建設改良費は2億3,517万円で、水道管更新工事、送水ポンプ更新工事、各水道施設の機器更新工事などがございます。

公債費につきましては、1億9,672万4,000円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額27億7,217万6,000円、歳出総額7億4,550万7,000円、差引き額20億2,666万9,000円となっております。

差引き額が多い理由は、公営企業会計への移行のため、打切決算による未払金及び内部

留保金の確保によるものでございます。

では、歳入から説明をさせていただきます。まず、41 ページ、分担金及び負担金につきましては、222 万 5,000 円で、新規加入 9 件及び加入工事 1 件の負担金でございます。

使用料及び手数料につきましては、2 億 1,815 万 7,000 円。うち、使用料は 2 億 1,809 万 7,000 円。手数料は 6 万円で、排水工事店指定手数料でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 5 億 4,555 万円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 14 億 9,972 万 5,000 円で、歳入歳出の差額と内部留保資金でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金 337 万 7,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 84 万 3,000 円で、消費税還付金でございます。

町債につきましては、5 億 230 万円でございます。

次に歳出でございますが、43 ページ。

公共下水道事業費につきましては、3 億 1,910 万 7,000 円。うち、管理費は 1 億 5,121 万 8,000 円で、人件費や消費税、各施設の光熱水費、修繕料、管理委託料などの経常経費でございます。事業費につきましては 1 億 6,788 万 9,000 円で、建設改良に要する設計業務委託費、統合事業に係る下水道管布設工事のほか、佐用浄化センター施設改築工事及び前処理施設建設工事などがございます。

公債費につきましては、4 億 2,640 万円でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 4 億 2,401 万 3,000 円、歳出総額 3 億 8,545 万 2,000 円、差引き額 3,856 万 1,000 円となっております。

差引き額が多いのは、公営企業会計への移行のために、打切決算による未払金によるものでございます。

では、歳入より説明をさせていただきますが、45 ページ、使用料及び手数料は、使用料につきましては 8,722 万 3,000 円で、農業集落排水施設使用料などがございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 2,540 万 4,000 円でございます。

繰越金につきましては、137 万 1,000 円で前年度繰越金であります。

諸収入につきましては、雑入 71 万 5,000 円で、浄化槽事務取扱手数料であります。

町債につきましては、930 万円で、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出であります。47 ページ、生活排水処理事業費につきましては、1 億 7,576 万 7,000 円。うち、浄化槽管理費は 1 億 2,809 万 7,000 円で、施設の修繕や浄化槽の保守管理委託料、消費税などがございます。農業集落排水施設管理費は 4,299 万 5,000 円で、人件費や各施設の光熱水費、浄化センターの管理委託料などがございます。農業集落排水施設事業費は 467 万 5,000 円で、遠方監視装置更新工事でございます。

公債費につきましては、2 億 968 万 5,000 円となっております。

以上で、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 839 万 7,000 円、歳出総額 1 億 805 万 9,000 円、差引き額 33 万 8,000 円となっております。

では、歳入から説明させていただきますが、49 ページ、使用料及び手数料につきましては、使用料 593 万 8,000 円。

財産収入につきましては、財産運用収入 4 万 8,000 円で基金利子であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,392 万 8,000 円。

繰越金につきましては、68 万 1,000 円。

諸収入につきましては、8,780 万 2,000 円で、天文台公園運営委託金とロッジ利用料などでございます。

次に、歳出でございますが、51 ページ。

教育費につきましては、社会教育費 1 億 767 万円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金につきましては、基金費 38 万 9,000 円でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

決算額は、歳入歳出とも 1 億 2,007 万円でございます。

では、歳入より説明させていただきますが、53 ページ。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、7,823 万 2,000 円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4,181 万 3,000 円。

諸収入につきましては、2 万 5,000 円でございます。

次に、歳出を説明させていただきますが、55 ページ。

笹ヶ丘荘費につきましては、1 億 2,007 万円で人件費、及び運営管理に伴う経費などでございます。

なお、令和 5 年度の施設利用客数は、宿泊者 7,700 人、食事については 1 万 5,180 人、入浴 4,746 人、会議 311 人、合計 2 万 7,939 人で、利用者全体では、前年度と比較して、3,959 人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明をさせていただきます。

決算額、743 万 1,000 円、歳出総額 7,000 円で、差引き額 742 万 4,000 円となっております。

歳入から説明させていただきますが、57 ページ。

繰越金につきましては、742 万 9,000 円でございます。

諸収入につきましては、町預金利子 3,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、59 ページの総務費につきましては、総務管理費 7,000 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

まず、財政状況について、説明させていただきますが、水道事業会計決算書の 1 ページをご覧ください。

まず、収益的収入より説明させていただきます。

第 1 款、水道事業収益につきましては、2 億 775 万 4,000 円。うち、営業収益は 9,795 万 1,000 円、水道使用料などでございます。営業外収益は 1 億 980 万 2,000 円で、他会計補助金や長期前受金戻入などでございます。

次に、収益的支出でございますが、第 1 款、水道事業費につきましては、2 億 4,391 万 7,000 円。うち、営業費用は 2 億 2,491 万 4,000 円で、施設維持管理委託料や光熱水費、人件費などでございます。営業外費用は 1,151 万 9,000 円で、企業債利息及びその他雑支出

でございます。特別損失は 748 万 4,000 円で、過年度損益修正損及びその他特別損失でございます。

次に、3 ページをご覧ください。

まず、資本的収入より、説明させていただきますが、資本的収入につきましては、2 億 5,091 万 4,000 円。うち、企業債は 2 億 1,460 万円。他会計出資金は 3,212 万 1,000 円で、企業債元金償還繰出金。他会計補助金は 419 万 3,000 円で、建設改良費繰出金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第 1 款、資本的支出につきましては、2 億 8,872 万 5,000 円で、うち、建設改良費は 2 億 2,448 万 3,000 円で、水道施設の電気計装更新工事、水道管及び水管橋の更新工事などがございます。

企業債償還金は 6,424 万 2,000 円で、償還金元金でございます。

次に、5 ページの損益計算書をご覧くださいと存じます。

営業収益 8,916 万円に対しまして、営業費用は 2 億 1,779 万 5,000 円で、営業損失は 1 億 2,863 万 5,000 円となっております。

一方、営業外収益 9,333 万 2,000 円に対しまして、営業外費用は 1,151 万 9,000 円となっております。

よって、差引き経常損失は 4,682 万 2,000 円となり、その他特別損失 748 万 4,000 円を加えますと、当該年度の純損失は、5,430 万 6,000 円となっております。うち、前年度繰越欠損金 4 億 2,426 万 6,000 円を加えた 4 億 7,857 万 2,000 円が当年度未処理欠損金となりまして、7 ページ欠損金処理計算書において、翌年度繰越欠損金として計上をいたしております。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の決算の提案の説明とさせていただきます。

長くなりましたけれども、以上をもちまして、令和 5 年度の一般会計及び特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、また、決算特別委員会等で、ご審議をいただきまして、ご認定いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 認定第 1 号から認定第 12 号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にしております、認定第 1 号から認定第 12 号については、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 12 号については、決算特別委員会を設置し、同委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 50 分とします。

午後 0 0 時 2 1 分 休憩

午後 0 1 時 4 7 分 再開

議長（千種和英君） すみません。定刻前なんですけれども、おそろいですので、再開させていただきます、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） それでは、会議を再開いたします。

### 日程第 32. 決算審査報告について

議長（千種和英君） 日程第 32 に入ります。

日程第 32、決算審査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号から認定第 12 号については、監査委員による決算審査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

中井幹夫代表監査委員。

〔代表監査委員 中井幹夫君 登壇〕

代表監査委員（中井幹夫君） 先ほど、ご紹介いただきました代表監査委員の中井でございます。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、決算審査の報告に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、町の振興発展のため、日々ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の皆様には、町民福祉の向上のために、献身的に取り組まれておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 5 年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和 6 年 7 月 29 日から 8 月 5 日の間に計 4 日間、また、水道事業会計は 6 月 27 日に、金澤孝良議選監査委員と佐用町役場庁舎内において、審査を実施しました。

このたび、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書ほか、各付属書類について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係職員から説明を受けるとともに諸帳簿と証拠書類の照合等を行いました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なも

のを、審査のまとめとして、お手元の資料の 27 ページから 29 ページに記述しておりますので、かいつまんで、ご報告させていただきます。

まず、第 1 項、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。

近年、デジタル化の推進により、パソコン等機器のメンテナンス料、システム改修費が増大する傾向にあります。

これらの経費については、その特殊性、専門性により随意契約を結ばざるを得ない状況にあり、競争入札による、市場価格競争の原理が持ち込みにくい状態になっております。

契約においては、緊急性、必要性、法令等改定時期、機器更新サイクル等、過剰投資にならないよう留意しつつ、担当職員の専門的知識の習得についても、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

現状においては、財政の硬直度を表す指標である経常収支比率は 83.4%で、昨年度の 84.4%よりも 1 ポイント改善され、県内の他の自治体と比べれば良好といえますが、地方自治体の理想とされる 75%には遠く及ばず、国策による人件費のかさ上げ、施設維持管理経費の増大は、中長期的な財政運営の柔軟性を損ねる要因となります。

事務事業の実施に当たっては、職員間で一層の経費節減意識の醸成を図るとともに、効率的な執行をお願いします。

続いて、第 2 項、子育て・教育環境の充実、ひきこもり支援推進についてであります。

子育て・教育環境の充実については、佐用保育園・佐用子育て支援センターの LED 照明設備の改修、三日月保育園のエアコン改修工事など、施設整備に注力したほか、保育園における、おむつの無償提供やゼロ歳児へのおむつ代の支援など、子育て世帯への支援充実に取り組みました。

ひきこもり支援については、令和 3 年度に実施した実態把握調査で把握した世帯を対象に相談会を開催するなど、きめ細やかな対応を行い、ひきこもりに至る前の段階において、支援者と町担当者の連絡を密にすることで、事態の深刻化を防ぐことに注力しました。

引き続き、町内の実態把握と、きめ細やかな支援の継続をお願いします。

義務教育の現場においては、少子化の進行による児童生徒数の減少に歯止めがかからない状況です。

教職員や PTA 任せで、学校運営を行うことは、ますます困難になってきており、コミュニティスクールのような社会全体で義務教育を支えるシステムの構築が急がれます。

現在、小小連携、小中連携、中中連携など学校間の連携により、課外授業や部活動など、単独校では解決困難な課題に取り組んでおり、一定の成果も出ているようです。

組織内での情報共有をさらに図り、課題解決に向けた体制づくりをお願いいたします。

続いて、第 3 項、観光・地域振興と文化財の保存・活用についてであります。

観光分野については、「幸せの黄色いまち佐用町」を合言葉に、桜まつりやひまわりイベントなどで町外に向け、積極的に PR 活動を行いました。

その中でも南光自然観察村は、前年度からネット予約システムを導入するなど意欲的に事業展開を図り、本年度も黒字経営を維持できたことは、大変心強いと感じています。

しかしながら、ひまわりイベントなど、後発の他市町と競合する問題やキャンプブームの下火が懸念されるなど、社会情勢が変化してゆく中で、いかに独自性を発揮し、佐用町の魅力を発信していくかが、今後の課題となります。

常に最新の情報を収集し、コロナ禍以降のトレンドを見据えた今後の事業展開を期待します。

利神城跡については、用地取得が喫緊の課題となっています。

早期に用地問題を解決し、歴史的文化遺産の保全と合わせて、登山道の整備など、観光資源の魅力化に早急に着手する必要があります。

並行して実施されている上月城跡調査等、ほかの歴史的文化遺産についても、佐用町の貴重な観光資源としてひもづけることで、町外からのさらなる集客と地域の活性化につなげていただくことを期待します。

続いて、第4項、将来にわたり安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

公共施設の効率的な管理を行うためには、長寿命化と集約が必須となります。

上下水道施設においては、し尿処理施設の廃止を見据え、他地域の下水処理施設にその機能を統合したほか、令和6年度以降においても真盛浄水場の浄水池を改修し貯水量を増やすなど、給水事業の安定運営に取り組んでいます。

経営面でも令和6年4月より公営企業法の一部適用を受けることで、財務運営状況の「見える化」が可能になり、一般会計からの赤字補てんに係る繰り入れルールについて、将来的な方向性が示されたことを評価します。

公共交通については、JR赤字ローカル線の存続問題が提起される中、沿線自治体とともに継続して姫新線利用促進事業に取り組んでいます。将来にわたって路線を維持していくため、大学生への通学定期購入助成制度など、利活用推進策を積極的に展開し、公共交通の基盤となるJR線の存続を第一に取り組んでいただきたいと思います。

令和4年度より推進している町有林化事業については、佐用町森林ビジョンに基づき、所有者が不明となって、荒廃している放置森林の解消と災害に強い森づくりを目的とした事業で、森林所有者の負担軽減にも役立つものと考えられます。財源としては、森林環境譲与税とメガソーラー事業特別会計からの繰入金を充当することで、事業の継続性を確保しています。取得した町有林については、森林組合等協力林業事業体と連携の上、早生樹施業などによる有効活用をお願いします。

最後に、第5項としまして、行政組織の効率化とデジタル化についてであります。

佐用町は4町合併以降、行政組織の効率化に取り組み、適正化計画の目標とする職員数250人を平成30年度に達成し、以降、効率的な組織運営を行っています。

人材育成においては、基幹となる人事評価制度を導入し、「気づき」により、組織的に業務改善や職員の自己研鑽に取り組んでいることを評価します。

昨今、社会問題化しているハラスメントについても、積極的に研修等を行い、職員の労働環境やメンタル面のケアなどの安全衛生面にも配慮しつつ、引き続き、柔軟で効率的な組織運営に取り組むことを望みます。

佐用町のマイナンバーカード申請率は、令和6年6月末現在で94.48%、交付率85.39%で県内自治体の中でも上位に位置しています。登録誤りなどマイナンバーカード関連のトラブルもなく、システムの安定的な運営と個人情報の管理が適切に行われていることを評価します。

また、関連して令和5年2月から開始した住民票等のコンビニ発行についても、役場庁舎設置分と合わせて、昨年度は4,013件と取扱い件数が増加しており、生活様式に合わせた行政サービスの提供により、町民の利便性を向上させることができました。今後も細心の注意を払いつつ、システムを運用するとともに、特に高齢者へのきめ細やかな対応について、格段の配慮をお願いいたします。

最後に、議会及び行政当局の皆様には、佐用町第二次総合計画にもあります、「希望と誇りと元気を持てるまち」実現のために、持続可能な財政運営に、さらなるご尽力をお願いして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

議長（千種和英君）

代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

---

日程第 33. 同意第 3 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 33、同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。  
本件は、令和 2 年 12 月 2 日から、佐用町公平委員会委員としてご尽力賜っております前澤敏美（まえざわ としみ）氏でございますが、本年 12 月 1 日の任期満了をもって、勇退されることとなりました。  
後任の公平委員会委員に坂本 博美（さかもと ひろみ）氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
なお、任期は、令和 6 年 12 月 2 日から令和 10 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。  
ご同意いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。本案件については、本日即決とします。  
この際お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。  
それでは、これより同意第 3 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
同意第 3 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第 3 号は、同意することに決定いたしました。

---

日程第 34. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて日程第 34、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町末廣、野村正明（のむらまさあき）氏は、4期12年間活動をしていただきましたが、本年12月31日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町三日月、森下 守（もりした まもる）氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、森下氏は、平成31年3月まで、佐用町役場に勤務されており、長きにわたる勤務経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

ご同意いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）            提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後02時05分 休憩

午後02時06分 再開

議長（千種和英君）            休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。日程第34、諮問第3号については、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）            ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は「適任」と答申することに決定しました。

---

#### 日程第35. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（千種和英君）            続いて、日程第35、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和5年度佐用町一般会計及び10特別会計と水道事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）            ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

---

#### 日程第36. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 36 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の人選については、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、議長より氏名を発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長に山本幹雄議員。副委員長に大内将広議員。以上の両議員が、決算特別委員会の委員長、及び副委員長に選任されました。

よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第 37. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 37、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 02 時 07 分 休憩

午後 02 時 08 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

議長（千種和英君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため、明日 9 月 3 日から 9 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

なお、次の本会議は 9 月 10 日、火曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきください。

最後に決算特別委員会、山本幹雄委員長から、挨拶を受けます。

山本幹雄議員、よろしく申し上げます。

決算特別委員長（山本幹雄君） 明日、明後日の特別委員会の委員長を仰せつかりました。

挨拶せえということなので、さっき、ちょっと、局長のほうからあるでというようなことで、前から分かっておったんですけど、ちょっと、そうやなと思って、議員必携を、ちょっと、さっと見させてもらいました。

で、決算のところに、ちょっと、書いているのを読ませてもらいます。

決算審査は、ややもすれば、執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が

決定した予算が適正に執行されるかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいた行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価すると。それで、審査の結果は、後年の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであるということ。

そして、決算の着眼点として、予算が議決した趣旨と目的に従って適切に、そして効率的に執行されたかどうか。行政効果が発揮できたか。今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきであるか。

そして、歳入の審査に当たって、歳入審査のポイントは、「収入確保の努力が十分なされ、その実績が上がっているかどうか」ということで、(一) 町村税の徴収がよくなされているか。(二) に補助金が確保されているか。(三) に町村債が確保されているか。(四) その他、収入確保の努力が十分であったか。

そして、歳出の審査に当たっては、支出が歳出予算の目的となり適法適正になされているか。そして、その成果が十分に達成されているかどうか。そのこととして、(一) に、支出が適法適正になされているか。(二) 不用額は、妥当であるか。(三) 予算の流用が適切になされているか。(四) 予備費の流用は、適切であるか。(五) 補助金の効果が上がっているか。

その他、留意事項があるんですけども、そういったことを、しっかりお含みの上いって、明日、明後日の質疑、よろしくお願ひいたします。

長々とした挨拶になりましたけれども、明日、明後日、よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

---

午後02時13分 散会